

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊 藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等 整備格納庫大扉保守点検
- (2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地
- (3) 履行期間 契 約 締 結 日 ～ 令 和 9 年 3 月 31 日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和 8 年 7 月 2 3 日（木）10 時 00 分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約の方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和8年7月21日(火)必着。
- (4) 入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

電話 (053) 472-1111 内線 7042 F A X (053) 472-7735

担当 鈴木

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	整備格納庫大扉保守点検	浜基LPS-X800014		
		承 認	令和	8年 6月30日
		作 成	令和	8年 6月30日
		改 正	令和	年 月 日
			令和	年 月 日
	作成部 隊等名	警戒航空団第2整備群		
1 総則				
1.1 適用範囲				
この仕様書は、航空自衛隊浜松基地が保有する整備格納庫（建物番号10001）大扉保守点検について規定する。				
1.2 引用文書				
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。				
なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先するものとする。				
取扱説明書				
浜松（8）格納庫新設建築工事大扉取扱説明書 株式会社巴コーポレーション （平成10年3月）				
2 役務に関する要求				
2.1 対象品目				
この仕様書に示す役務の対象は整備格納庫（建物番号10001）大扉とする。 （別図第1参照）				
2.2 役務内容				
2.2.1 実施事項 大扉の保守点検				
2.2.2 点検項目 点検項目は次のとおりとする。（別図第2から第4参照）				
a) 保守点検 1.2に基づき表1に示す点検をする。				
b) 機能検査 1.2に基づき役務対象に関する表2に示す機能検査を実施する。				
2.3 役務履行期限				
役務履行期限は令和9年3月31日までとする。				

1

品名又は件名		整備格納庫大扉保守点検
表 1 - 点検項目及び保守の範囲 〈Ⅰ〉大扉外観点検及び壁側メインスイッチ点検		
点検項目		保守の範囲
1	扉の外観に変形や異常はないか	目視点検，変形があれば修正。
2	走行レールに変形や異常はないか	目視点検，作動不良があれば調整する。
3	走行レール上及びレールの溝に異物はないか	清掃，異物除去。
4	上部ガイドレールに変形や異常はないか	作動不良，変形があれば調整する。
5	戸袋内レールストッパーに変形や異常はないか	作動不良，変形があれば調整する。
6	上部下げプレートに変形や異常はないか	作動不良，変形があれば調整する。
7	壁側メインスイッチの電源灯は点灯するか	球切れの場合は交換する。
8	壁側メインスイッチの取付けボルトに緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
9	壁側メインスイッチ内の端子に緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
10	壁側メインスイッチ内に雨水等が侵入していないか	スイッチ内の清掃及び雨水の進入の痕跡があればシーリングをする。
11	壁側メインスイッチの扉は6箇所のロックで完全に閉まるか	ロック不良の場合は調整する。
12	壁側メインスイッチのハンドルは正常な位置関係にあるか	ハンドルの位置にずれがある場合は調整する。
13	壁側メインスイッチの外観にへこみ等の異常はないか	へこみがある場合は修正する。
14	電源側電線管の取付け金具に緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
(Ⅱ) 駆動部点検 (カバーを外して実施する)		
点検項目		保守の範囲
15	モータの取付けボルトに緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
16	Vベルトの張りはよいか Vベルトの中間部を指で押してゆるみが15mm以上の場合は調整する。	測定値を点検結果報告書に記録する。歪みが規定値以上の場合は調整する。
17	減速機の止めボルトに緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。

品名又は件名		整備格納庫大扉保守点検
点検項目		保守の範囲
1 8	減速機のチェーンの張りはよいか チェーンの中間部を指で押して緩みが 18mm以上の場合は調整する。	測定値を点検結果報告書に記録す る。歪みが規定値以上の場合はチェ ーンの張りを調整する。
1 9	駆動車輪のチェーンの張りはよいか チェーンの中間部を指で押して緩みが 24mm以上の場合は調整する。	測定値を点検結果報告書に記録す る。歪みが規定値以上の場合はチェ ーンの張りを調整する。
2 0	トルクリミターのセットボルトに緩み はないか	緩みがある場合は増し締めする。
2 1	トルクリミターの摩擦板に摩耗はない か 摩擦板の厚さ初期値 3.2mm 交換の目安 1.6mm	測定値を点検結果報告書に記録す る。摩耗が目安を超えた場合は検査 官と協議する。
2 2	トルクリミターの軸受止めボルトに緩 みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
2 3	手動切替えレバーは正常に作動するか	作動しない場合はレバーを調整す る。
2 4	車軸のキーププレート取付けボルトに緩 みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
2 5	駆動部フレーム、ブラケット類の取付 けボルトに緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
2 6	チェーンの給油状態はよいか	給油不足の場合は給油する。
2 7	シフターリンクの給油状態はよいか	給油不足の場合は給油する。
2 8	車輪の給油状態はよいか	給油不足の場合は給油する。
2 9	押しボタンスイッチの取付けボルトに 緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
3 0	押しボタンスイッチ内の端子ビスに緩 みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
3 1	クラッチ軸のスプロケットの歯部の摩 耗状態はどうか 歯部摩耗 交換時期の目安 3.7mm 以下	測定値を点検結果報告書に記録す る。摩耗が目安を超えた場合は検査 官と協議する。
(Ⅲ) 扉内の点検		
点検項目		保守の範囲
3 2	開閉限及び速度変換用リミットスイッ チに異常はないか	作動不良があれば調整する。

品名又は件名		整備格納庫大扉保守点検
点検項目		保守の範囲
3 3	リミットスイッチ内の端子に緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
3 4	リミットスイッチ及びブラケットの取付けボルトに緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
3 5	スライド軸はスムーズに動くか	作動不良の場合は給油または調整する。
3 6	スライド軸の戻しバネの強さはよいか	作動不良の場合は調整する。
3 7	スライド軸フレームの取付けボルトに緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
3 8	起動用近接スイッチに異常はないか。	スイッチ裏側の端子に緩みがある場合は増し締めをする。
3 9	起動用近接スイッチの取付けボルトに緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
4 0	起動用マグネットユニットに異常はないか	作動不良の場合は調整する。
4 1	起動用マグネットユニットの取付けボルトに緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
4 2	制御盤の電源灯は点灯するか	点灯しない場合はランプを交換する。
4 3	制御盤の取付けボルトに緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
4 4	制御盤内の端子に緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
4 5	制御盤内に雨水等が侵入していないかまたは侵入した形跡はないか	制御盤内部の清掃及び雨水の進入の痕跡があればシーリングをする。
4 6	制御盤の外観に異常はないか	異常がある場合は調整する。
4 7	潜戸インターロックのリミットスイッチに異常はないか	異常がある場合は調整する。
4 8	リミットスイッチ内の端子に緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
4 9	リミットスイッチ及びブラケットの取付けボルトに緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
5 0	プルボックス（電線管接続箱）の取付けボルトに緩みはないか	ボックス内の清掃及び緩みがある場合は増し締めする。
5 1	電線管の指示金具に緩みはないか	緩みがある場合は増し締めする。
5 2	上記点検項目個所以外に不具合はないか	是正箇所があれば官側と協議する。

品名又は件名		整備格納庫大扉保守点検
表 2 - 機能検査 (官側完成検査官及び監督官を立会させる)		
5 3	開操作	開操作を実施し適正に作動するか検査を行い異常がある場合は、保守の範囲で再調整を行う。
5 4	閉操作	閉操作を実施し適正に作動するか検査を行い異常がある場合は、保守の範囲で再調整を行う。
5 5	非常停止動作	非常停止動作を実施し適正に作動するか検査を行い異常がある場合は、保守の範囲で再調整を行う。
5 6	回転ランプ作動確認	回転ランプ作動確認を実施し適正に作動するか検査を行い異常がある場合は、保守の範囲で再調整を行う。

3 検査

3.1 機能検査

契約の相手方は、完成検査官及び監督官立会いのもと機能検査等を実施するものとし、機能検査の結果、是正箇所が認められた場合は、保守の範囲で契約の相手方が是正を行い、再度検査を受けるものとする。

3.2 作業実施記録の検査

a) 契約の相手方は、役務完了後、点検結果報告書（様式は任意）を官側に提出するものとする。

b) 点検結果報告書及び産業廃棄物管理票（A票、B 2票、D票）の写しの提出をもって役務終了とする。

4 その他の指示

4.1 材料等

本役務の実施に必要な材料（グリースなどの潤滑剤）は、契約の相手方が準備するものとし、発生した産業廃棄物の処理についても契約の相手方が負担する。

4.2 産業廃棄物処分

4.2.1 本役務の履行により発生する産業廃棄物の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づいて適正に処分するものとする。

4.2.2 契約の相手方は、産業廃棄物処分後、産業廃棄物管理票（A票、B 2票、D票、E票）の写しを官側に提出する。

4.2.3 産業廃棄物の処分にあたっては、都道府県知事又は政令指定都市長等の許可を受けた業者により行い、許可証の写しを官側に提出する。

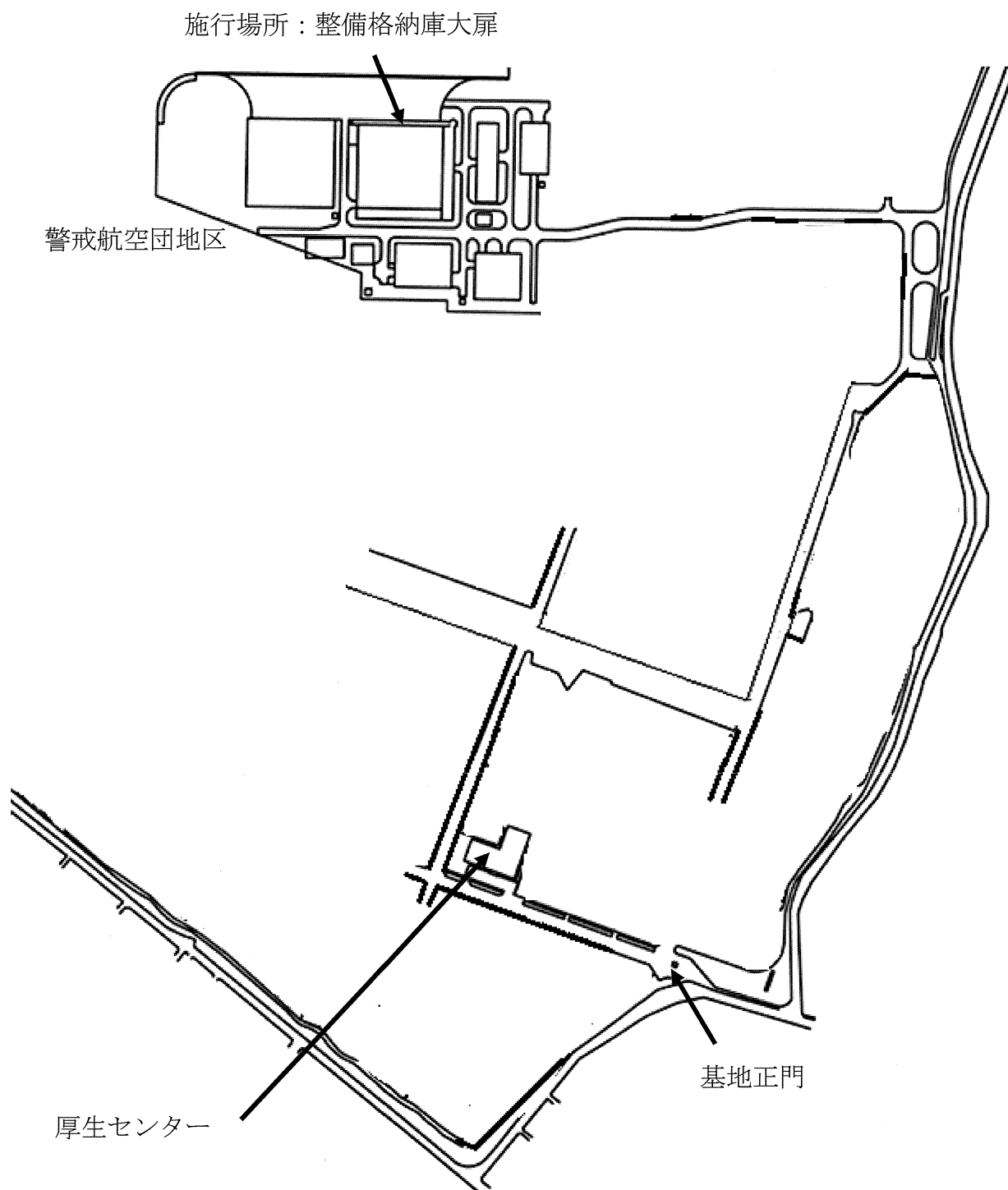
4.3 必要器材

5

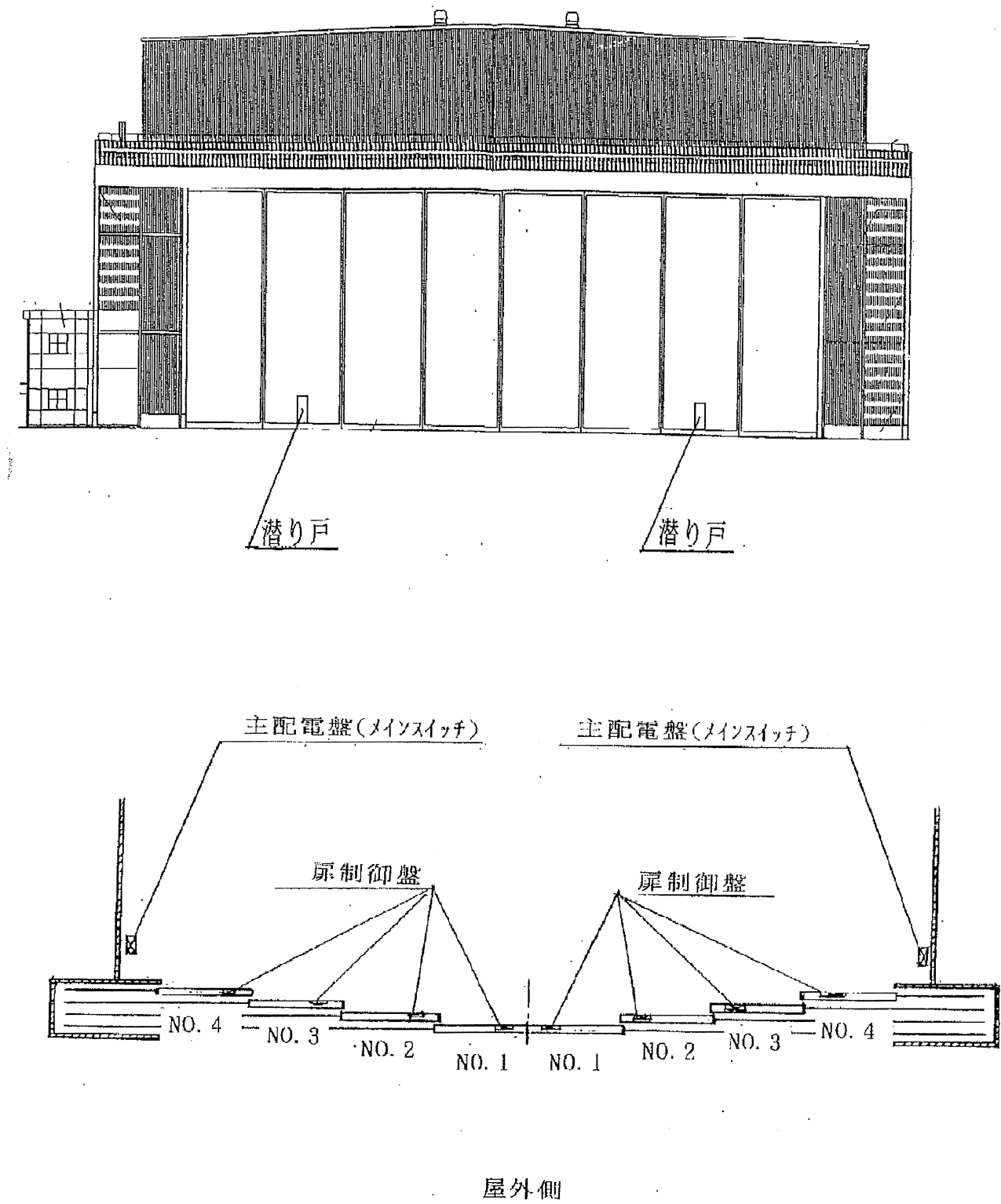
品名又は件名	整備格納庫大扉保守点検
本役務の実施に必要な器材は、契約の相手方が準備するものとする。 5 基地内等への入出門 5.1 基地内入出門 5.1.1 入出門に係る申請等は入門予定日の3週間前までに監督官に住民票（本籍により国籍確認ができるもの、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの）を提出する。 5.1.2 基地内への入出門時間は8時15分から17時00分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し届出書を提出する。 5.1.3 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府が発行したものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。 a) 日本国籍を有するもの パスポート、IC型運転免許証（読み取り機にてパスワード入力により国籍（本籍）が確認できるもの。） b) 日本国籍を有しないもの パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住証明書 c) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもの、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの、写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。 5.1.4 入門の制限または禁止となる項目を以下に示す。 a) 基地内の秩序を乱した場合 b) 監督官の指示に従わない場合 c) 入門許可証などの入出門に関わるものを紛失した場合 d) 入出門に係る許可の期限を超過した場合 e) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合 f) 監督官が不適と判断した場合 5.1.5 基地内の運航を許可する車両 基地内において運航できる車両は、基地内臨時乗入証を提示している車両とする。 なお、臨時乗入証を発行する際、入門者は警衛隊員に対して車検証（原本）を提示するものとする。 5.2 警戒航空団地区立入に関する事項 警戒航空団地区立入に関する事項は基地立入の他に次による。 a) 警戒航空団地区及び役務の実施場所への立ち入りについては、基地の関係規則に基づき役務開始の3週間前までに必要な手続きを行い、許可を得るものとする。 細部は、監督官の指示による。 b) 警戒航空団地区への入出門時間は、平日の8時30分から16時45分とする。 この時間の他に作業を行う場合は、前日までに監督官に時間外入出門届を提出するものとする。	

品名又は件名	整備格納庫大扉保守点検
c) 契約の相手方は、この役務の実施に関して、写真機、携帯電話及び可搬記憶媒体等を持ち込む場合は、役務開始の3週間前までに関係規則に基づく手続きを行い、許可を受けるものとする。尚通話については監督官の指定する場所でのみとし、撮影については事前に監督官へ撮影の可否について確認を行い、撮影した映像については検査官の点検を受けるものとする。細部は、監督官の指示による。	
5.3 基地内における規程事項	
5.3.1 注意事項	
a) 役務の相手方の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける	
b) 入門許可証等は、常に装着する、ただし、作業等で支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合はただちに提示する。	
c) 関係のない場所での写真撮影はしてはならない。特に警戒航空団地区での写真撮影は監督官の指示する場所のみで撮影をすること。	
d) 監督官の指示する場所以外へは、立入りしてはならない。 なお役務の相手方が基地内に立ち入ることができる場所は、警戒航空団地区（許可された範囲のみ）、警戒航空団地区から基地正門までの経路道路及び厚生センターとする。	
e) 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を順守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官の指示を受ける。	
f) 酒類等の飲食物を基地に持ち込んではいならない。なお、喫煙、飲食の場所については監督官の指示による。	
g) 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。	
h) 油脂類等をみだりに放置してはならない。	
i) 監督官から指示された事項は厳守する	
6 その他	
6.1 損害賠償	
契約の相手方は、この役務において、故意又は過失により対象品目、官側の器材及び設備に損傷を与えた場合は、契約の相手方の責任において修復を行うものとする。	
6.2 秘密保全	
契約の相手方は、この契約によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。	
6.3 仕様書の疑義	
この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。	
7	

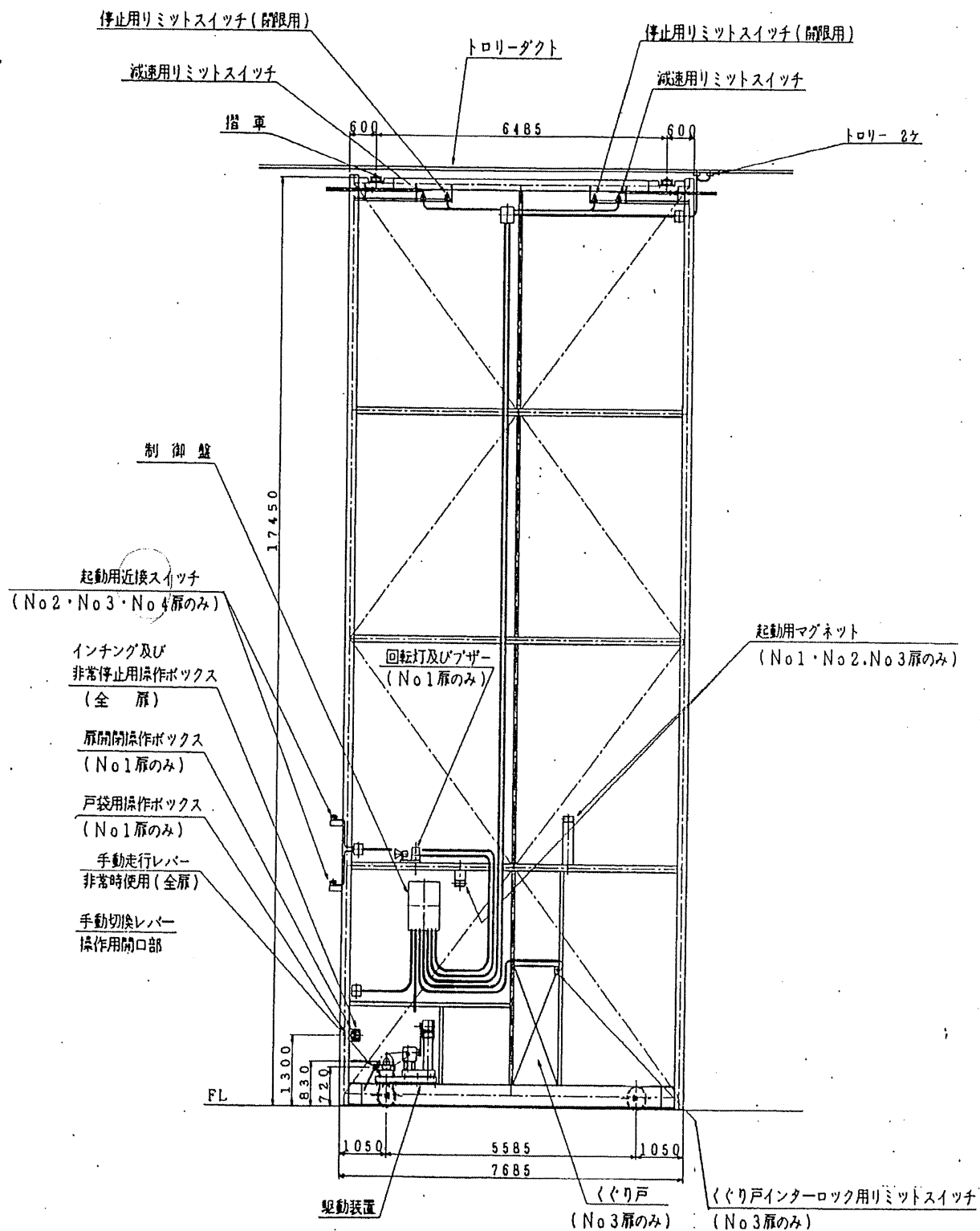
役務施行場所



扉配置図



扉詳細図



駆動部詳細図

